

## 小規模事業者持続化補助金のご案内

小規模事業者の経営計画に基づく経営を推進するため、経営計画を作成し、その計画に沿った販路開拓の取り組みを行う小規模事業者の皆様に対し、費用の2/3を国が補助します（補助上限：50万円※）。経営計画策定やフォローアップにあたってはふじみ野市商工会が支援を行います。



※授業員の賃上げ・雇用増・買い物弱者対策の取り組み・海外展開の取り組みの場合：上限100万円

※複数の事業者が連携して取り組む共同事業の場合：上限100万円～500万円（連携小規模事業者数による）

### 1. 補助金を受けるための要件

- ◇策定した「経営計画」に基づいて実施する、地道な販路開拓等のための事業であること。
- ◇商工会の支援を受けながら取り組む事業であること。
- ◇以下に該当する事業を行うものではないこと。
  - ・国（独立行政法人を含む）等の他の補助金・助成金を受けている事業
  - ・本事業の完了後、概ね1年以内に売り上げにつながるが見込まれない事業
  - ・公序良俗に反する事業

### 2. 補助対象の事業者とは

- ◇商工会地区の商工業者かつ小規模事業者であること。
- 【従業員数：20人以下、※卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）は5人以下】
- ※事業を営む会社および個人事業主が対象です（NPO法人等は該当しません）。
- ※創業予定者は補助対象外です。
- ※商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者は、本事業には応募できません。
- 別途、同様の事業を商工会議所でも行っておりますので、そちらにご応募ください。

### 3. 補助対象となり得る取組事例のイメージ

※補助事業期間に実施するものに限る

・新たな販促用チラシの作成、配布	・ネット販売システムの構築
・新たな販促用PR（新聞広告・Web広告）	・移動販売、出張販売（買物弱者対策）
・商談会、見本市への出展	・新商品の開発
・店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む）	・新たな販促品の製造、調達など
・商品パッケージ（包装）の改良	

### 4. 補助対象となる経費

- ◇以下の条件を満たす必要があります。
  - 当該事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもの
  - 交付決定日以降に発生した経費（交付決定以前の支出は対象外）

※その他要件があります。

経費内容	
①機械装置等費	⑧借料
②広報費	⑨専門家謝金
③展示会等出展費	⑩専門家旅費
④旅費	⑪委託費
⑤開発費	⑫外注費
⑥資料購入費	⑬車両購入費
⑦雑役務費	（買い物弱者対策のみ）

## 5. 補助金の申請手続き

※同一事業者からの応募は1件となります。

(申請書類一式の提出先・問い合わせ先)

埼玉県商工会連合会 小規模事業者持続化補助金 事務局

〒330-8669 さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティ7F

電話番号 048-641-3613

受付締切 ⇒ ①ふじみ野市商工会窓口受付締切 平成29年1月20日(金)

②埼玉県商工会連合会補助金事務局への申請書類一式の送付締切

平成29年1月27日(金)【締切日当日消印有効】

(手続きの流れ)

- a. 申請様式「経営計画書」および「補助事業計画書」を作成してください。
- b. ①の窓口受付締切までに、「経営計画書」および「補助事業計画書」の写しをふじみ野市商工会窓口に提出し、「確認書兼事業支援計画書」の作成・交付を依頼してください。
- c. 後日、ふじみ野市商工会にて「確認書兼事業支援計画書」を発行します。
- d. ②の申請書類一式の送付締切(当日消印有効)までに、埼玉県商工会連合会(小規模事業者持続化補助金事務局)に郵送等により提出してください(持参は受け付けません)。

(公募要領・応募様式等)

埼玉県商工会連合会のHPからダウンロードしてください。

URL : <http://www.syokukai.or.jp>

## 6. 補助金の採択・審査について

◇採択審査は、提出資料について、有識者により構成される審査委員会で行われます。

※ヒアリングは実施されませんので提出資料に不備のないよう十分ご注意ください。

◇応募者に採択・不採択の結果が通知されます。

※審査結果の内容についてのお問合せに応じかねます。

今回の補助金について別添のとおり『経営計画作成支援セミナー・個別相談会』を実施致します。

ご希望の会員の方は、お申し込み下さい。

ご相談はふじみ野市商工会へ

ふじみ野市上福岡1-5-14

電話 261-3156